第三十条の十第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十一第一項中「（第一号」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十一第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十二第一項中「（第一号」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十三第一項中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削り、同条第二項ただし書及び第三項ただし書を削る。

第三十条の十四中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削る。

別表第一の十九の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第百十二条第一項若しくは第百十二条の二の福祉事業の実施」を加え、「又は」を「の支給又は」に改め、同表の四十一の四の項中「短期給付」の下に「の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実施」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」及び「第三条の年金である給付」の下に「の支給」を加え、同表の四十八の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の六十六の項中「による」の下に「同法第五条第三号の職業紹介若しくは同条第五号の職業指導、」を加え、同表の七十一の二の項中「認定」の下に「又は同法第十一条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施」を加え、同表の七十二の二の項中「支給」の下に「、同法第百五十条第一項の保健事業若しくは同条第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の項中「の保険給付の支給」の下に「、同法第百十一条第一項の保健事業若しくは同条第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の二の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の七十八の三の項及び七十八の七の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別表第二の五の二十五の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の二十六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の三十一の項及び五の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の八の二の項の次に次のように加える。

八の三　市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三の三　都道府県知事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の十六の項及び七の二十の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の二十三の二の項の次に次のように加える。

七の三　市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の二十五の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の二十六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の三十一の項及び四の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の七の二の項の次に次のように加える。

二十八の三　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第五第十号の六及び第十号の十中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表第二十八号の二の次に次の一号を加える。

第二十条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項及び十五の項を削り、十三の項を十五の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三　預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四　農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第二十一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の六中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十二条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第六十七条」を「第五十一条」に、「第六十八条」を「第五十二条」に、「第七十条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二十三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第五十一条」を「第四十七条」に、「第五十二条」を「第四十八条」に、「第十四条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第二十四条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第四十七条」を「第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に、「第五十一条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第二十五条　行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正

（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十六条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改め、同条ただし書中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に、「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。